

## 1 台小ガイドブックについて

台小ガイドブックは  
お子さんの入学から卒業までのトータルサポートブックです。

**「筆箱の中には何をに入れていけばいいの？」**

**「インフルエンザにかかったけれど、いつから学校に行ってもいいの？」**

**「明日は台風で休校？」**

**「転出の時の手続きは？」**

台小ガイドブックは、このような疑問や不安にお答えします。

ご家庭と学校の間で学校生活について共通理解を図り、お子さんがより一層安心し、充実した学校生活を送るために、台小ガイドブックをご活用ください。

また、学校ホームページもぜひご覧ください。

<http://www.edu.city.yokohama.lg.jp/school/es/hongodai/>

## 2 目次

1	台小ガイドブックについて	1
2	目次	2
3	学校の沿革	
	（1） 学校概要	3
	（2） 沿革	3～4
4	学校教育目標	5
5	台小の子ども1年間	
	（1） 主な行事の予定	6
	（2） 子どもたちがつくる活動	7～8
6	教室配置	9
7	日課表	10
8	通学等のきまり	11
9	欠席等の連絡	
	（1） 欠席	11
	（2） 遅刻、早退	11
	（3） 出席停止、忌引	12
10	持ち物	
	（1） いつも学校に持ってくるもの・置いておくもの	13
	（2） 給食に使うもの	14
	（3） 必要な時期に購入の連絡をするもの	14
	（4） 体育の服装	15
11	給食	
	（1） 食事時間	16
	（2） 食物アレルギー	16
12	清掃	17
13	学校でのけがや病気	
	（1） けがや病気の場合	17
	（2） 保険	18
14	長期休業中の約束	18
15	教育相談	19
16	非常時の対応	
	（1） 災害など緊急時の通学	20～21
	（2） 緊急メール配信	21
	（3） 保護者の引き取り	22
	（4） 緊急なかよし下校	22
17	保護者来校時のお願い	23
18	個人情報の取扱い	23～24
19	学校・市 納入金	
	（1） 納入金の内容	25
	（2） 納入方法	25
	（3） 手続	26
	（4） 特別徴収金	26
20	P T A ・ 安振会	27～28
21	学援隊	29
22	転出手続	
	（1） 市内の転出	30
	（2） 市外の転出	30
23	器物損壊	31

### 3 学校の沿革

#### (1) 学校概要

名称 横浜市立本郷台小学校

所在地 横浜市栄区本郷台一丁目6番1号

校地面積 13,773㎡ 構築面積 3,114㎡

教室等 普通教室：31 特別教室：5 体育館

#### (2) 沿革

昭和48.5 市教育委員会より、西本郷小学校の分校として、三井東洋高压研究所跡地（桂町303番地の19）の一部に建設の計画を発表される。

49.1 建設工事開始

49.9 校名一般募集

49.11 学区正式決定

49.11.11 校舎完成引き渡し完了

49.12 電話開通

50.1.1 西本郷小学校本郷台方面校として設立

50.1.8 分校開校式

50.3.20 校門完成

50.4.1 横浜市立本郷台小学校として設立開校

50.11.10 校章測定・開校を祝う校章制定・開校を祝う会

50.11.11 校章を祝う日制定（第1回創立記念日）

50.11.22 校庭整備完了

50.12 学園緑化作業、鉄棒設置、タイヤを遊具として取り入れ

51.1 学級園整備、植木手入れ、教室用テレビ取り付け

51.3.20 第1回卒業証書授与式

51.8 体育館工事開始

51.11 鳥小屋完成、百葉箱設置

52.1 ウサギ小屋完成

52.2 外灯（自動点灯）設置

52.3.10 体育館落成

52.6 仮設プール設置

52.9 防球フェンス設置

56.2 プレハブ校舎工事

57.10 校舎移転方針決定

58.12 校舎移転に伴う新学区決定

59.7 新校舎工事開始

59.11.10 校旗出来上がり披露

60.4.1 新校舎完成

60.5.18 創立10周年・新校舎落成記念式典 校歌制定披露

61.1.30 学校案内表示板を周辺道路に設置

61.3.18 校庭整備完了

平成元.4.13 校庭拡張工事完了

元.5.12 視聴覚室完成

6.11.5 創立20周年記念式典・祝賀会

7.10.16 住所表示変更（小菅ヶ谷1,292番地の2から本郷台一丁目6番地の1へ）

8.7.25 職員玄関インターホン設置

9.7.14 横浜市防災備蓄庫設置決定

12.11.27 インターネット接続工事完了

16.4 正門工事完了

学級数9 児童数325 教員数9

（西本郷小より132名 本郷小より193名）

1～4年 各2クラス、5年1クラス

- 16. 11. 6 創立30周年記念式典・祝賀会
- 17. 11. 5 ネットデイ（校内LAN整備）
- 19. 4 見守り隊発足
- 19. 12 東門フェンス改修
- 20. 3 普通教室扇風機設置
- 20. 9 東門自動施錠設置
- 21. 1 普通教室インターホン設置
- 21. 4 給食調理業務 民営化
- 22. 4 スタートカリキュラム授業公開
- 22. 7 地域交流室改修
- 22. 10 ビオトープ周辺環境整備
- 22. 12 ドライトイレ化工事
- 23. 1 授業力向上推進校 研究発表会（社会科・生活科・生活単元学習）
- 23. 4. 15 スタートカリキュラム授業公開
- 23. 12. 15 学力向上推進校 研究発表会（社会科・生活科・生活単元学習）
- 24. 4. 20 スタートカリキュラム授業公開
- 24. 9 普通教室エアコン設置
- 24. 11. 8 一校一國運動 モザンビーク大使来校
- 24. 11. 29 授業力向上推進校 研究発表会（社会科・生活科・生活単元学習）
- 25. 3. 23 日米桜交流100周年記念「里帰りの桜」植樹式（本郷台駅前）
- 25. 11. 26 授業力向上推進校 研究発表会（社会科・生活科・生活単元学習）
- 26. 4. 18 スタートカリキュラム授業公開
- 26. 12. 6 創立40周年記念セレモニー・かがやきステージ・祝賀会
- 27. 4. 14 スタートカリキュラム授業公開
- 27. 10. 21 第1回学校運営協議会開催
- 27. 11 「輪の連鎖Ⅱ」 赤堀郁彦氏 寄贈
- 28. 4. 12 スタートカリキュラム授業公開
- 28. 10 特別教室エアコン設置
- 29. 2 体育館トイレ改修
- 29. 3 モザンビーク大統領夫人来校
- 29. 5. 12 スタートカリキュラム授業公開
- 29. 7 体育館LED照明設置
- 29. 10 校舎外壁塗装
- 30. 5. 28 スタートカリキュラム授業公開
- 令和元. 9 災害時下水直結式仮設トイレ（通称：災害用ハマッコトイレ）工事完了
- 元. 11. 5 創立45周年記念講話 講師：地域コーディネーター 松尾洋子様
- 2. 3 創立45周年記念 長光寺のケヤキの切り株を用いた「校章」「折り鶴」彫り 完成
- 2. 8 給食室改修工事
- 3. 3 給食室改修工事完了

## 4 学校教育目標

友だちがすき 台小がすき このまちがすき

### 「友だちがすき」

豊かに成長し合える友だちとのかかわりをめざします

遊びや学習など様々な活動を通し、友だちとかかわる楽しさを味わうとともに、友だちや自分のよさを知り、協力して集団生活を楽しいものにしようとする子どもを育てます。

### 「台小がすき」

自分らしさを発揮し、問題解決に向かって進んでかかわる力を育てます

身近な環境にかかわり、自分の好きなことに夢中になったりそれを伸ばしたりしようとするとともに、問題に対して自分なりに工夫して解決していく楽しさを味わおうとする子どもを育てます。

### 「このまちがすき」

まちに愛着をもち、地域の一員としてかかわる力を育てます

くりかえし地域にかかわることによって、そのよさや人々の思い、自分自身のあり方に気づき、できることから実行し地域に親しもうとする子どもを育てます。

“横浜の子ども”の育成の観点から

「知」問題解決に粘り強く取り組む子を育てます

「徳」よりよい人間関係を築く子を育てます

「体」心身ともに健やかな子を育てます

「公」地域に愛着をもって進んでかかわる子を育てます

「開」自他の社会や歴史、文化を尊重し、よりよい生活をつくる子を育てます

## 5 台小の子どもの1年間

(1) 主な行事の予定 ※年度によって内容や時期が変更になる場合もあります。

### 前 期 (4月5日～10月第2月曜日)

#### 4月

- ・始業式、着任式、入学式
- ・発育測定、健康診断
- ・1年生を迎える会
- ・地域訪問

#### 5月

- ・交通安全教室
- ・台小オリンピック (体力テスト)
- ・全校遠足

#### 6月

- ・体験学習 (4年生=上郷森の家)
- ・学校保健委員会 I
- ・体験学習 (5年生=愛川ふれあいの村)

#### 7月

- ・大縄集会
- ・個人面談
- ・修学旅行 (6年生=日光)
- ・夏休み
- ・区水泳大会

#### 9月

- ・個別級体験学習 (上郷森の家)
- ・リリースコンサート (音楽鑑賞会)

#### 10月

- ・前期終業式

### 後 期 (10月第2月曜日の翌日～3月25日)

#### 10月

- ・後期始業式
- ・発育測定
- ・運動会

#### 11月

- ・区音楽会 (3年生)
- ・市体育大会 (6年生)
- ・かがやきステージ

#### 12月

- ・個人面談
- ・冬休み

#### 1月

- ・区球技大会 (5年生)

#### 2月

- ・横浜市学力・学習状況調査 (削除)
- ・土曜参観
- ・大縄集会
- ・中学校コンサート
- ・学校保健委員会 II
- ・個別級合同学習発表会

#### 3月

- ・6年生を送る会
- ・お別れ式、卒業証書授与式
- ・修了式、離任式
- ・春休み

※4月、6月、9月、3月には学習参観、懇談会があります。

## (2) 子どもたちがつくる活動

### <児童会活動>

自分のクラス以外の友達やいろいろな学年の友達とふれあいながら、自分や友達のいいところを見つけて、よりよくかかわろうとする態度を育てていくことをめあてに活動します。また、活動していく中で、自分たちで学校生活を創ろうとする意欲や力をつけていきます。

主な活動として

- ①代表委員会    ②委員会活動    ③集会活動  
の3つがあります。

#### ①代表委員会

3年生以上の学級代表と委員会の代表で、月に一回、学校生活をよりよくするために話し合います。

《議題例》

- ・児童会のスローガンを決めよう
- ・6年生を送る会のプログラムを決めよう
- ・1年生を迎える会の取り組みを決めよう          など

#### ②委員会活動

5、6年生の全員が、自分たちの力で学校生活をよりよくしていくためにできることを考え、役割を分担して進めます。

《活動例》

##### ○運営委員会

児童会活動の中心、代表委員会の運営

##### ○運動委員会

大縄集会の計画、実施    運動場の整備

##### ○飼育委員会

学校で飼っている動物の世話

学校のみんなが動物となかよくなるための活動を計画、実施  
など

#### ③児童会集会活動

学校生活がより楽しく豊かになるために「1年生を迎える会」や「6年生を送る会」などの集会を行います。また、各委員会が計画する集会を、全校のみんなや学年のみんなと協力して進めます。

### <クラブ活動>

4年生から6年生が、自分たちが関心や興味のあるクラブを一つ選び、1年間活動します。同じクラブを選んだ友達と一緒に、みんなが楽しい活動を自分たちで考えて計画し、進めていく力をつけます。その中で、いろいろな学年の友達とよりよくなかかわり合う力も育てます。

#### 《活動例》

○陸上      ○バドミントン      ○科学      ○昔遊び      など

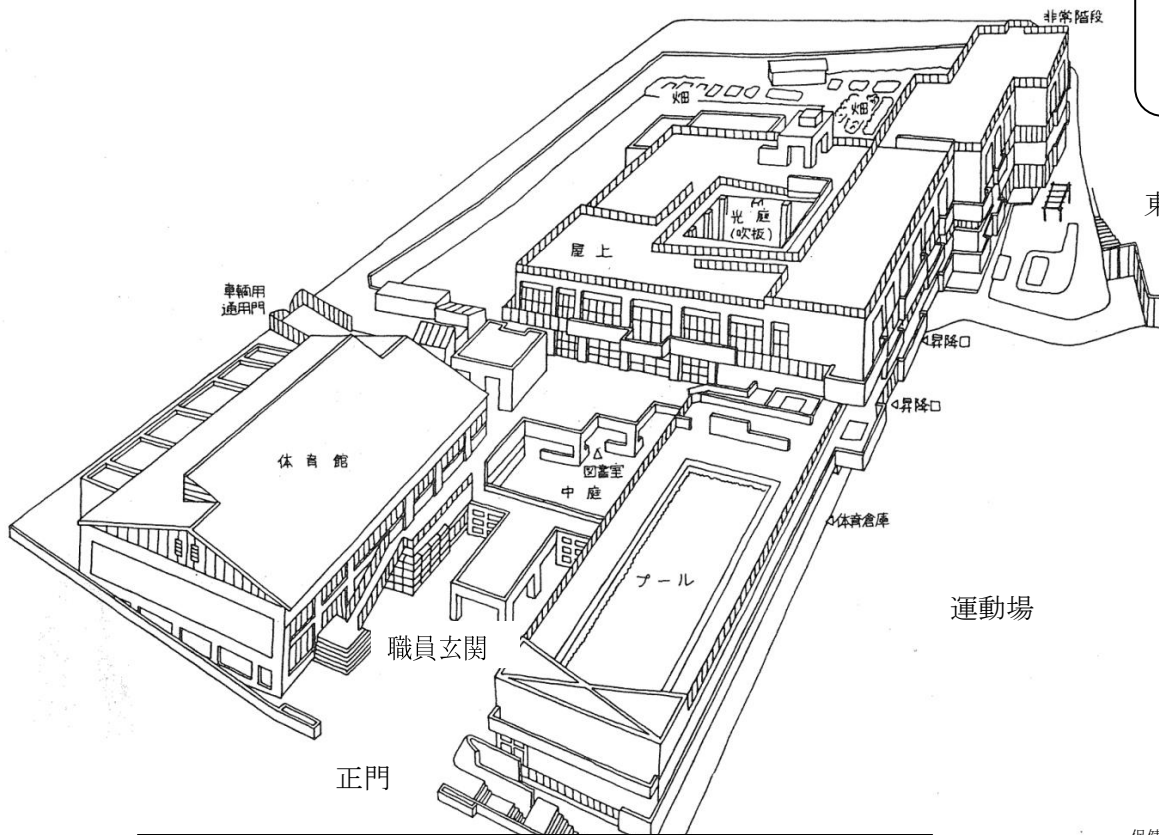
### <たてわり活動>

1年生から6年生の子どもたちで12人程度の小グループを作り、6年生を中心に計画した遊びをしたり、運動会の練習をしたりします。全校遠足も、たてわりのグループで行動します。

活動を通していろいろな学年の友達とよくなかかわる力を育てます。また、高学年の子どもたちには、小グループのリーダーとして活動を進めることで、学校のリーダーとして下級生を思いやる気持ちや、計画を考え実践していく力を育てます。

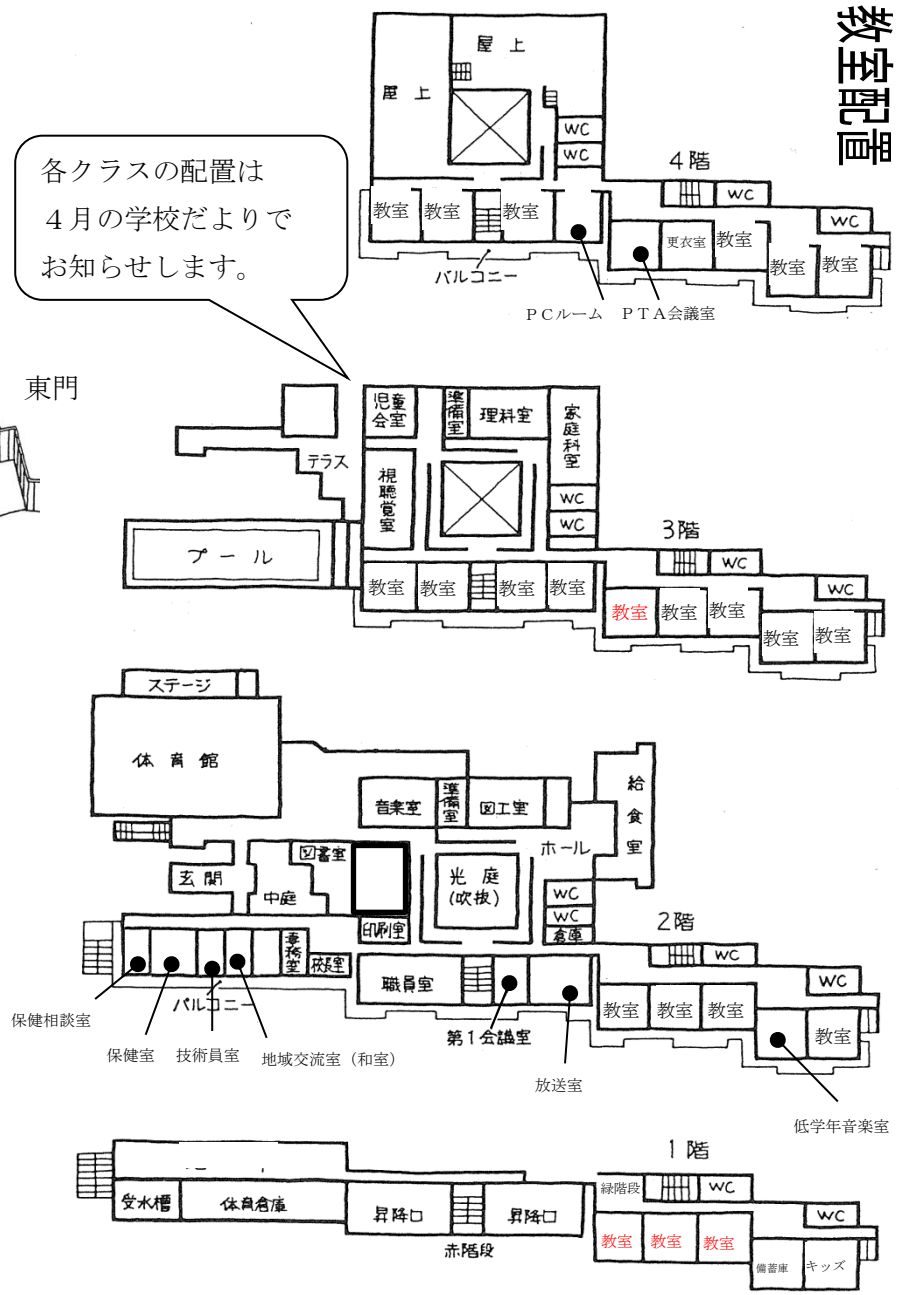






正門、東門はお子さんの安全のため、原則として8:25~15:20まで施錠しています。お入りになる際は、インターホンでIDを提示し、お子さんの学年・組、名前と用件をお知らせください。

各クラスの配置は4月の学校だよりでお知らせします。



# 7 日課表

	月	火	水	木	金
8:25	クラスの時間	クラスの時間	朝会	朝読み(読書)	クラスの時間
8:40	<b>1校時</b>				
9:25	----- 学習準備休憩				
9:30	<b>2校時</b>				
10:15	<b>中休み</b>				
10:40	<b>3校時</b>				
11:25	----- 学習準備休憩				
11:30	<b>4校時</b>				
12:15	【クラブ時程】	【委員会時程】	<b>給食</b>		
13:00	1年生清掃後 13:30下校	1年生清掃後 13:30下校	<b>昼休み</b>		
13:15	<b>清 掃</b>				
13:35	<b>5校時</b>				
14:00	帰りの会	<b>5校時</b>	<b>5校時</b>	<b>5校時</b>	
14:10	4~6年生移動				
14:20		帰りの会※14:30		帰りの会	
14:35	4~6年生 クラブ活動	5~6年生 委員会活動	<b>6校時</b> 4年生以上	<b>6校時</b> 4年生以上	<b>6校時</b> 3年生以上
15:05		帰りの会	帰りの会		帰りの会
15:20					

## 8 通学等のきまり

学校では、みんなが気持ちよく、安全に生活できるよう、次のような「きまり」をもとに指導しています。

- 8時10分から8時20分までの間に、学校に来て教室に入りましょう。
- 授業終了後30分以内に帰りましょう。
- 学校の行き帰りは、いつも決まった通学路を通りましょう。
- 通学路を歩くときは、広がらず、はじを歩きましょう。
- 学校に来てからは、門の外に出てはいけません。
- 忘れ物を家に取りに戻ることはしません。
- 家に帰ってから学校に忘れ物を取りに来る時は、お家の人と一緒に来ましょう。その際、必ず職員室に寄ってください。

## 9 欠席等の連絡

### (1) 欠席

病気やその他の理由でお子さんが欠席する場合は、連絡帳でお知らせください。(学校感染症の場合を除く) 連絡帳で連絡できない場合や緊急の場合は、保護者の方からの電話連絡でも結構です。(☎893-4010)

※連絡帳の表紙等に欠席の時などに連絡帳を届けてくれる人の学年・組・名前を書いてください。

※連絡帳は、連絡袋に入れてください。

※メールでの連絡は受けておりません。

※電話連絡の場合は、お子さんのフルネーム、学年・組をお伝えください。

### (2) 遅刻、早退

#### <遅刻>

お子さんが遅刻する場合は、欠席の連絡と同様に学校までご連絡ください。登校時刻の目安をお伝えください。なお登校する際は、必ず保護者の方が付き添い、職員に直接引き継いでくださるようお願いいたします。

#### <早退>

お子さんだけで早退することはできません。必ず保護者の方が職員から直接お子さんを引き継いでください。

### (3) 出席停止・忌引

#### <出席停止>

学校感染症による欠席は、出席停止となります。この場合、医療機関からの許可を得てから登校していただきます。医療機関による診断書は必要ありません。健康手帳をお届けしますので、保護者の方が必要事項をご記入ください。(新型コロナウイルス感染症の場合は健康手帳への記入は行いません。)

学校感染症例：インフルエンザ・百日咳・麻疹・風疹・水ぼうそう  
流行性耳下腺炎（おたふく）・**新型コロナウイルス感染症**など

インフルエンザ・・・発症した後5日を経過し、かつ、解熱したのち2日を経過するまで  
流行性耳下腺炎・・・じかせん がっかせん ぜっかせん耳下腺・顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、  
全身状態が良好になるまで

水痘（水ぼうそう）・・・すべての発しんが痂皮化するまで  
咽頭結膜熱（プール熱）・・・主要症状が消退した後2日を経過するまで

◎その他の学校感染症については、出席停止期間を個別にお知らせします。

#### ※お願い

学校感染症（の疑い）による欠席の際は、感染拡大を防ぐため、保護者の方が直接電話等で学校にご連絡ください。



#### <忌引>

家族等にご不幸があった場合、記録上は欠席にはなりません。

#### ○血族の場合

父 母 ・ ・ ・ 7 日  
兄弟姉妹 ・ ・ ・ 5 日  
祖父母 ・ ・ ・ 3 日  
曾祖父母 ・ ・ ・ 3 日  
伯叔父母 ・ ・ ・ 3 日  
甥 姪 ・ ・ ・ 2 日

#### ○姻族の場合

生計を一にする姻族および継父母の場合は血族に準じます。

#### ○備考

- ・生計を一にしない兄弟姉妹については3日とします。
- ・後見人の場合は父母に準じます。
- ・服忌のために旅行するときは往復日数を加算します。

## 10 持ち物

(1) いつも学校に持ってくるもの、置いておくもの

<いつも学校に持ってくるもの>

○筆記用具

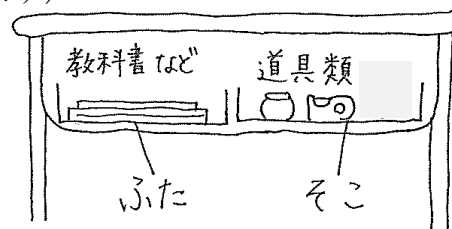
えんぴつ・・・B（2B）またはHBを5本程度・赤えんぴつ、または赤ペンを1本

消しゴム（白）、下敷き（無地）・・・シンプルなもの

**※ 筆箱は、学習に不要なものがついていないものにしてください。**

○連絡帳（連絡袋には、配付プリント等を入れます）

○給食袋



<置いておくもの>

○道具箱（机の中に入れて使います）

のり・色鉛筆・パス・セロハンテープ など

○防災用ヘルメット・・・市から配付されています。

○体育着、赤白帽子

○うわばき（うわばき袋）

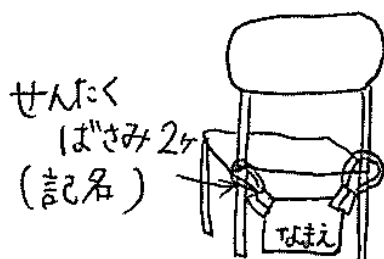
○週末に持ち帰るものを入れる袋

（体育着、うわばき、白衣などを入れます）

**※体育着、赤白帽子、うわばきは、月曜日に持ってきて、**

**週末に持ち帰ります。夏休み前は、すべての物を持ち帰りますので、ご家庭で点検してください。**

○雑巾・・・1枚。ループがついた洗濯ばさみ2個



衛生的に干して保管するために、児童いすの後ろに洗濯ばさみを取りつけます。

20cmほどの紐を付けた洗濯ばさみを2つご用意ください。

**※持ち物には、一つひとつはっきりと記名をお願いします。**

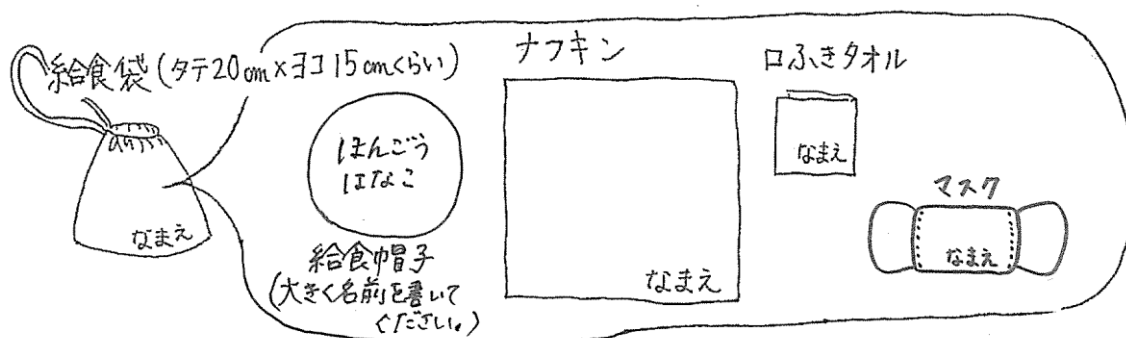
**落とし物は、職員室で預かっていますが、一定期間を過ぎると処分せざるを得ませんので、ご了承ください。子どもの持ち物の管理をお願いいたします。**

## (2) 給食に使うもの

○給食袋に次のものを入れ、毎日持ち帰ります。

毎日新しいものを持たせてください。マスク・帽子はビニール袋に入れてから、給食袋に入れてください。帽子は週末に洗濯してください。

(給食配膳準備中にマスク・給食帽子を着用して待ちます。)



○給食当番時は、白衣 給食帽子・マスクを着用します。

白衣・・・学校で準備してある白衣を輪番で使っていただきます。週末に自宅へ持ち帰り、洗濯、アイロンがけをして翌週の始めに持たせてください。

個人で用意される場合は、白地、長袖、胸が覆われるものにしてください。

マスク・給食帽子・・・個人で用意していただきます。

## (3) 必要な時期に購入の連絡をするもの (予定)

<1年生6月ごろより>

○水泳帽子

○鍵盤ハーモニカの吹き口 (学校の鍵盤ハーモニカはヤマハのものを使っています。)

<2年生より>

○三角定規 ○30cmものさし、ソプラノリコーダー

<3年生より>

○コンパス、水彩絵の具セット、習字道具

<4年生より>

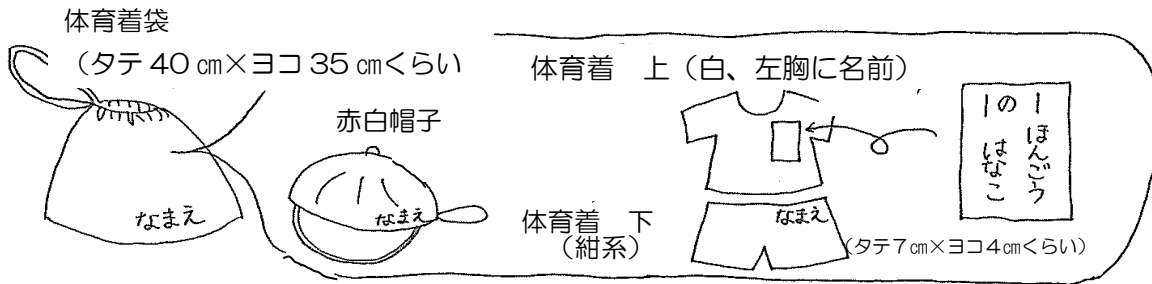
○分度器、彫刻刀

<5年生より>

○アルトリコーダー、裁縫セット

## (4) 体育の服装

### <体育着>



○体育着の上から上着を着用する場合、安全のためフードやチャックが付いていないものにします。(トレーナー、長袖Tシャツ等)

○体育着の下には必要な下着以外は着ません。

○ブレスレットやゴムなどの装飾品は、手・足・首につけません。

○カチューシャや髪どめ(ピンやバレッタなど固い材質のもの)などは、安全のためにはずします。

○運動系のクラブ活動は体育着で行います。

○体育着が洗濯等で準備できない場合、運動に適したクォーターパンツやTシャツを代わりに使います。

上着はズボン  
に入れる



長い髪は結ぶ  
(柔らかい材質の物を使う)

### <水泳時の服装>

#### ○帽子

- ・指導中の氏名確認や水の汚れ防止といった点から、水泳帽を着用します。
- ・本校では、学年別に色を統一し、メッシュの帽子を使用しています。
- ・前面に名字をはっきり大きく記名してください。

令和3年度の色 (卒業までこの色を持ち上がります。)

学 年	1年	2年	3年	4年	5年	6年
色	緑	黄	白	水色	オレンジ	赤

#### ○水着

- ・色は原則として、黒か紺のものにしてください。
- ・スイミングスクールの名称やマークの入った水着はご遠慮ください。
- ・氏名は白い布(縦7cm×横4cm位)に書いて、水着の前面と背面へ縫いつけてください。

# 1 1 給食

## (1) 食事時間

給食の時間は、準備・片付けを含めて45分間です。

20～30分が食事時間の目安になります。

## (2) 食物アレルギー

お子さんに食物アレルギーがある場合は、必ずお知らせください。

本校では、給食での除去食をご家庭からの申し出によって行っています。

なお、横浜市では継続してアレルギー除去食の対応を受ける場合も、お子様の成長過程での変化を知るため、必要書類は、毎年更新していただくことになっています。

※除去食とは・・・アレルギーを引き起こす要因となる食品（アレルゲン）を取り除いて調理した食事（給食）のことです。

<除去食を希望する場合の手続き>

① 担任に必要書類を請求



② 必要書類を作成（記入）

- ア 食物アレルギー対応票（保護者記入）
- イ 学校生活管理指導表（主治医記入 有料）
- ウ エピペン対応表（エピペン保持者のみ）



③ 担任へ書類を提出する。



④ 校長・養護教諭・学校栄養職員・担任等と面談



⑤ 決定（除去食の実施）

※除去食を提供するにあたり、除去した食材相当の給食費は返金いたしません。

牛乳の返金についてはご相談ください。



## 1 2 清掃

### <清掃>

昼休みの後、各教室を清掃します。  
2年生以上は特別教室や階段などの場所を分担しています。



### <トイレ清掃について>

本校では、皆が使う場所の清掃活動を通して、社会の一員として求められる姿勢や資質を育成することをねらいとして、3年生からトイレ清掃を実施しています。

清掃内容は、原則、トイレの床の掃き、トイレ内の流し場洗い、トイレトペーパーの補充です。

感染症予防のため、感染症予防教育の実施、清掃後の手洗い・うがいの徹底、嘔吐物や便があった場合は、児童は絶対に触れずに職員が対応することなどを指導しています。(削除)

## 1 3 学校でのけがや病気

### (1) けがや病気の場合

保健室で対応できないけがの場合は、応急処置後、病院へ行っていただきます。緊急の場合を除き、受診する病院は保護者の方とご相談し、決めさせていただきます。また、学校が病院に連れて行く場合もあります。

お子さんが学校で体調不良を訴えたときは、保健室で様子を見て、学習が続けられない場合は、保護者の方に迎えに来ていただきます。

## (2) 災害共済給付制度

本校では、お子さんの安全と生命の補償を目的とした「日本スポーツ振興センター」に加入しています。これは、学校生活や通学中のけがに対して、医療補助費や見舞金が支給される仕組みです。

学校でのけがでお子さんが医療機関を受診された場合は、書類をお渡ししますので、担任か養護教諭までお申し出ください。

### <給付の範囲>

- ・ 学校管理下において発生した事故によるけが  
(校外学習、遠足、運動会、修学旅行などを含みます。)
  - ・ 決められた通学路での登下校において発生した事故やけが (交通事故は除きます。)
- ※学校管理外のけが等については「20 PTA・安振会」をご覧ください。

### <掛け金>

一人あたりの掛け金 945円

内訳	
保護者負担額	460円
横浜市負担額	485円

学年費から支払います。

## 1.4 長期休業中の約束

○子どもだけで繁華街やゲームセンター、プールなどには行かないようにしてください。

○校庭開放の時間

**4～10月・・・午後4時30分まで**

**11～3月・・・午後4時まで**

※自転車では遊びに来ません。

○出かける時は、場所と時間を家の人に知らせ、

次の時刻には家に着いているようにします。

**夏休み・・・午後5時30分**

**冬休み・・・午後4時30分**

**学年末・春休み・・・午後4時30分**

## 15 教育相談

お子さんのこと、学校のことでも気になることがありましたら、ぜひ、お気軽にご相談ください。



「うちの個人的な話だから...」 「学校での問題ではないから...」  
「こんなことで電話してもよいのか？」など、ご心配はいりません。

**学校へお電話ください**

**☎045-893-4010**

まず、お話をおうかがいします。

担任・学年主任 / 児童支援専任教諭 / 養護教諭 ほか

### <ご相談の手順は>

- ① ご都合に合わせて相談日や時間を決めます。（相談が必要な場合）
- ② 学校の相談室などで、ご相談内容をうかがいます。
- ③ 児童支援専任教諭を中心に、ご相談の内容に応じてチームで考え、支援します。
- ④ 今後の指導や経過についてご報告します。必要に応じて次の面談を計画します。

### <学校カウンセラーもご相談をお受けします>

臨床心理士、学校心理士等の資格をもつ、学校カウンセラーとのご相談日も設けています。月に3回程度、学校での相談をお受けしています。

日程は学校だよりでお知らせしますので、電話で予約を入れてください。

（児童支援専任教諭が窓口です。）

# 16 非常時の対応

## 災害時(災害予想時)・緊急事態時の登下校対応マニュアル

横浜市立本郷台小学校

**要保存**

	状 況	学校・家庭の対応	メール配信等
登 校 前	<b>朝6時の段階で</b> 神奈川県全域または神奈川県東部または横浜・川崎に 「特別警報」「暴風警報」 「大雪警報」「暴風雪警報」 「火山噴火降灰警報」 発表・継続中	(自動的に) 全市一斉 <b>臨時休校</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>警報にてご判断ください。</li> <li><b>基本的にメール配信等はいたしません。</b></li> </ul>
	「大雨警報」「洪水警報」等、 その他の警報が発表・継続中	(原則として) <b>通常授業</b> 地域により道路等の状況が異なる場合があります。保護者の方が「危険」と判断した場合は登校を見合わせてください。	
	<b>大地震発生</b> <b>横浜市域の一角所でも</b> <b>震度5強以上を観測</b> 登校前の時間帯(放課後、休日、夜間等)に発生。	(原則として、自動的に) 当日と翌日は全市一斉 <b>臨時休校</b> 被害が少ない等、教育活動の継続が可能と判断した場合は、授業実施の場合あり。	<ul style="list-style-type: none"> <li>休校の場合、メール配信や学校ホームページ等でお知らせできるよう努めますが、不可能な場合もあります。</li> </ul>
	<b>南海トラフ地震に関する情報</b> 平常時と比べて相対的に発生するリスクが高まった等の情報が発表	横浜市教育委員会から <b>全市臨時休校の指示があれば休校</b> 全市臨時休校にならない場合は、 <u>各ご家庭で登校や自宅待機の判断をしてください。</u> 付き添いや要所に立つ等の、可能な保護者の方々には <u>登校の安全確保にご協力ください。</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>メール配信に努めますが、不可能な場合もあります。</li> </ul>
	<b>Jアラート(全国瞬時警報システム)</b> 自然災害以外の警報が神奈川県を含んで発表。	<b>原則、休校にはなりません。</b> <b>警報が出ている間は登校を見合わせ、建物内で安全を確保してください。</b> 各ご家庭で登校の安全を判断及び確保し、 <u>メール配信後に登校を開始してください。</u> 付き添いや要所に立つ等の、可能な保護者の方々には <u>登校の安全確保にご協力ください。</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>警報が解除されたら、メール配信を行います。</li> </ul>
	近くで <b>事件・事故</b> が発生	<u>各ご家庭で登校や自宅待機の判断をしてください。</u> 付き添いや要所に立つ等の、可能な保護者の方々には <u>登校の安全確保にご協力ください。</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>メール配信等でお知らせいたします。</li> </ul>

登 校 後	登校後天候が悪化 「特別警報」「暴風警報」 「大雪警報」「暴風雪警報」 「火山噴火降灰警報」発表	(状況を総合的に判断し、メール配信等により)  定刻、または下校時刻を前後に変更して <b>集団下校、または職員見守り体制での下校。</b>  通常の下校時間帯に天候等が回復すれば、通常下校となる場合もあります。 学校での留め置き、保護者の引き取りの対応も考えられます。	・状況を総合的に判断し、メール配信や学校ホームページ等でお知らせいたします。
	地震発生（震度 5 弱以下）		
	南海トラフ地震に関する 臨時情報発表		
	Jアラート（全国瞬時警報システム） 自然災害以外の警報が神奈川県 を含んで発表。		
	近くで事件・事故が発生		
	大地震発生 横浜市域の <b>一か所</b> でも 震度 5 強以上を観測	(自動的に) <b>学校留め置き・保護者の引き取り</b>	・メール配信や学校ホームページ等でお知らせいたしますが、不可能な場合もあります。 その際は、 <b>学校まで引き取りに来てください。</b>

※各ご家庭で判断して遅刻・欠席した場合には遅刻・欠席扱いにはなりません。必ず学校へご連絡ください。

**※令和3年度のマニュアルです。**

**毎年年度当初に最新版を配布しますので、ご確認ください。**

### (3) 保護者の引き取り

お子さんの安全を守るため、学校長が保護者引き取りによる下校が必要と判断する場合があります。

以下の点をご理解いただきますようお願いいたします。

- ア： 引き取り者が来校されるまでは、学校に留め置きます。
- イ： 引き取りカードに記載されている方（保護者・代理人）以外には引き渡しません。
- ウ： 学校と保護者の方ご自身との間で、お子さんの対応について直接確認が取れない限りは留め置きになります。
- ★ 引き取りカードは4月に配付・回収いたします。

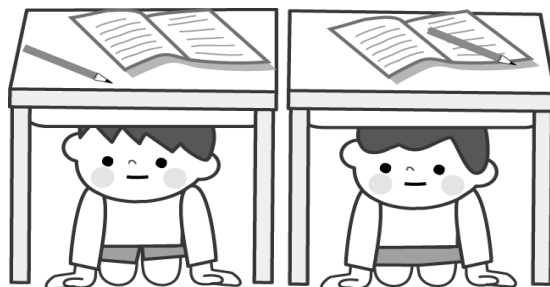
### 代理人についての留意点

- ★代理人は、お子さんが顔とお名前を知っている方、緊急時にお子さんの保護を任せられる方（成人かつ保護者に代わる方）に依頼してください。
- ★お子さんの安全を確保できる環境について、代理人となられる方とよくご相談いただいた上で依頼してください。
- ★代理人の住所等の変更や追加がある場合は、速やかに担任までご連絡ください。

### (4) 緊急なかよし下校

児童の安全を守るため、学校長が全校一斉下校を必要と判断する場合があります。

その場合、全校で下校時刻をそろえ、一斉に下校を開始します。職員が方面別に分かれて見守り活動を行います。



## 17 保護者来校時のお願い

**お子さんの安全を守るため、以下のことにご協力ください。**

- IDカードは、保護者・学校関係者であることの証明です。  
来校時は、入学（転入）時に配付されたIDカードを必ず着用してください。  
お持ちでない場合は、職員室にお声をかけてください。  
IDカードを着用されていない場合、職員が声をかけることがあります。
- 子どもたちが校内にいる時間帯は、門に電磁ロックをかけています。  
正門、東門にあるインターホンで、IDカードを提示し、お子さんの学年・組、名前とご用件を職員室へお知らせください。電磁錠のロックを解除します。  
門やドアは、しっかりと閉めてください。（ロックがかからないことがあります。）  
安全上、近くにいる子どもに門の解錠をさせないでください。



## 18 個人情報の取扱い

本校では、教育活動および学校と保護者の皆様との連携を円滑に行うため、横浜市個人情報の保護に関する条例に基づき、個人情報を収集・管理しています。収集の目的、適用範囲、管理についてご確認いただき、ご承知置きください。

<個人情報の定義>

当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む）を指します。

<収集の目的>

- ・子どもの登下校の安全確保、健康上の配慮等、学校の教育活動上必要となる情報を共有する。(児童票、引き取りカード、保健調査票など)
- ・子どもの学習・安全を保障できるよう、学校と家庭と連絡をとりあう手段をもつ。(児童票など)
- ・教育活動において、子どもたちにより豊かな体験を提供する。(パソコン教室ほか、ボランティア募集など)

<適用範囲>

対象者 : 子ども、保護者、教育支援にかかわる地域の方

利用範囲 : 校内の教育活動、教育委員会主催の行事、地域行事  
その他校長が必要と認めたもの

<管理方法>

収集した個人情報、耐火書庫および鍵のかかる書棚にて厳重に保管します。保健調査票など年度をまたいで保管の必要なものを除いて、その利用目的が解消された時点でシュレッダーにて削除します。

また、学籍に関する情報(氏名・性別・生年月日・住所・保護者氏名・転出入の記録)、児童票に記載いただいた保護者連絡先、および成績に関する情報は、横浜市の定めたデータセンターに電子データとして保存管理されています。これらの情報は、市内転出入や市立中学校への進学の際に共有されません。

<児童の著作・肖像に関する取扱い>

本校では、保護者・地域の方に信頼され、愛される学校を目指して学校の教育活動を積極的に広報いたします。

令和3年度より児童票にてオンライン接続使用時の確認事項、遵守事項、個人情報の保護等に関する同意確認をいただいています。詳しくは4月初めに配布される書面をご参照ください。



## 19 学校・市 納入金

### (1) 納入金の内容

内 容	金 額	時 期
学年費 ・教材費（ドリル・ワーク、工作材料、実験部品など、個人持ちになるもの） ・日本スポーツ振興センター掛け金 （対象：学校生活、登下校中のけが お子さん1人ごと学年費より460円支出）	1・2年生 600円/月	年3回 5月（4～7月分） 9月（9～12月分） ＊8月を除く 1月（1～3月分）
	3・4年生 700円/月	
	5・6年生 800円/月	
	個別支援級 800円/月	
PTA会費	4,200円/年（1世帯） （1回目2,450円2回目1,750円）	5月と9月
横浜市安全教育振興会費 （対象：帰宅後に発生した事故によるけが PTA加入）	500円（1世帯）	5月
給食費（横浜市への直接納入）	全学年児童 4,600円/月	毎月29日 2月は末日 （4月を除く）

### (2) 納入方法

- |          |   |
|----------|---|
| ・指定金融機関  | ゆうちょ銀行の自動払込み  |
| ・引き落とし月  | 5月・9月・1月（年3回）   |
| ・引き落とし日  | 引き落とし月の10日（休日に当たる場合は翌営業日）                               |
| ・再引き落とし日 | 引き落とし月の25日（10日に残高不足などで引き落としができなかった場合の予備日：休日に当たる場合は翌営業日） |

給食費は、滞納が続くと、期間に応じて遅延損害金（延滞金）が発生します。

### (3) 手続

#### ○口座開設

ゆうちょ銀行の口座をお持ちでない場合は、口座を開設してください。  
口座名義人は保護者、お子さん本人のどちらでも構いません。  
また、どこの支店で開設していただいても結構です。

#### ○利用申込み

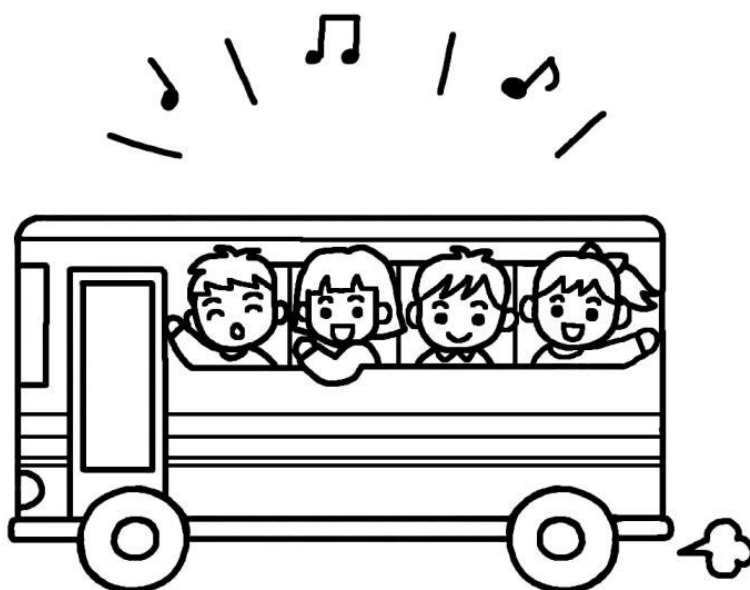
「自動払込利用申込書」に署名・捺印の上、ゆうちょ銀行で直接手続きをお願いいたします。

お子さん1名につき、それぞれの申込み登録が必要なので、兄弟が本校に在籍しているご家庭も、必ず提出してください。

### (4) 特別徴収金

月々の納入金のほかに、校外学習を行う際などに一括集金させていただきます。

例：防災備蓄非常食・水 500 円（入学時）、校外学習参加費、  
卒業アルバム購入（6年生）宿泊体験学習（4年生、5年生、個別支援学級）・  
修学旅行（6年生）参加費など



## 20 PTA・安振会

### (1) PTA

保護者と教職員が協力し、家庭と学校と地域において、子どもの健全な成長を図ることを目的として様々な活動を行います。

#### ○会員

任意加入の団体ではありますが、本校では、全保護者、全教職員に加入をお願いしています。

在学するお子さん一人につき1回は学年委員、学援隊委員、選出委員のいずれかをお引き受けください。また、所属する校外支部のルールに則り、校外委員をお引き受けください。

#### ○運営委員会

役員（会長、副会長、会計、書記）を始め、教職員代表、ワーキンググループ主査、校外指導委員長、学援隊隊長で構成します。

学校との連絡調整やPTA活動全体の運営の企画を審議します。また、クラス委員との連絡調整や、総会に提出する議案の作成などを行います。

#### ○活動委員会

年度末までに各学年から委員(学年委員、学援隊委員、選出委員)を選出します。委員は、いずれかのWG（ワーキンググループ）または委員に所属して活動を担います。

#### <WG（ワーキンググループ）>

- ・イベントWG・・・会員のためのイベントの企画、運営  
(給食試食会、親子イベント、講演会など)
- ・広報WG・・・PTA広報誌の企画、作成
- ・ベルマークWG・・・ベルマークの集計、発送
- ・サポーターWG・・・学年名簿作成、ボランティアの募集、  
ボランティアのサポート、交流会など

#### <学援隊委員>

学援隊だよりの作成・配布・取りまとめ、スクールゾーン対策協議会の開催、地域隊員との交流、校内パトロール、スクールゾーンの点検などが主な活動内容です。

#### <選出委員>

次年度の運営委員会の役員および校外指導委員長、学援隊隊長を選出します。

#### ○校外指導委員会

本校では学区を16の支部に分けています。前年度中に各支部から「校外委員」を選出します。保護者による見守り活動の調整など、子どもの安全を地域で見守る活動の中心として活動します。

#### ○PTA会費

1家庭につき、毎月350円の会費を、前期（4～8月分）と後期（9月～3月分）の年2回に分けて納めていただきます。

会費は主に、各委員会やワーキンググループの活動費、学校行事の子どもたちへの記念品、周年記念行事などの積立金等に使用させていただきます。

### (2) 横浜市安全教育振興会（略称 あんしんかい 安振会）

子どもたちの学校管理下外の事故および保護者のPTA活動中の不慮の事故等について、見舞金等の給付事業などを行っている団体です。

会費として1家庭年額500円を5月に納めていただきます。（口座引き落とし）

#### <給付手続>

- ① 担任に連絡し、申請書類を受け取ります。
- ② 治癒してから、医師に入院・通院証明書を交付してもらいます。
- ③ 申請書と証明書を担任に提出します。

※事故発生から7日以内に医療機関で受診してください。

補償内容、給付規程など、詳細は安振会の資料をご覧ください。

## 2 1 学援隊

保護者、学校、地域が連携を図りながら、子どもたちの安全を見守る活動を行います。学援隊員は、保護者隊員、教職員隊員、地域隊員からなります。地域の多くの方がボランティアで参加してくださっています。通学時の見守りや校内パトロールが主な活動内容です。



## 2 2 転出手続

転出することが決まったら・・・まず担任にお知らせください。

<本校での手続>

- ① 担任から「転学・退学届出書」の用紙をお受け取りください。
- ② 「転学・退学届出書」に必要事項を記入して、担任に提出してください。
- ③ 「在学証明書」と「転学児童教科用図書給与証明書」を交付いたしますので、担任からお受け取りください。

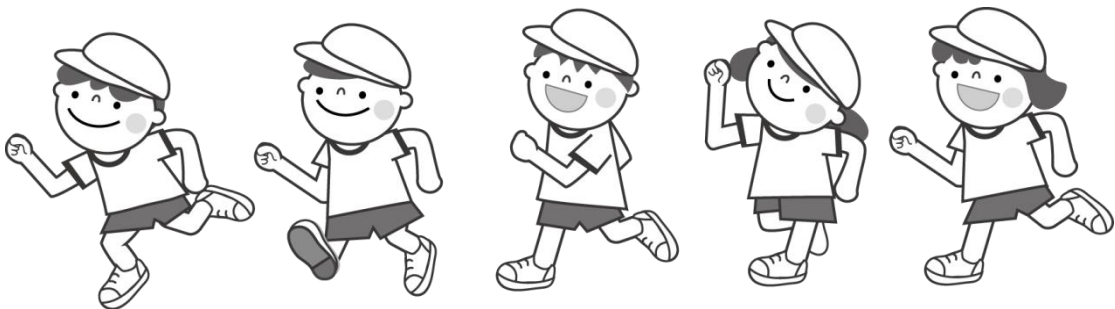
以降は「市内の転出」か「市外の転出」かによって手続が異なります。

### (1) 市内の転出

- ④ 移転先となる区の戸籍登録係で「在学証明書」を提示して、転入の手続をすると、「入学通知書」が交付されます。
- ⑤ 転入校へ「入学通知書」と、本校から交付した「在学証明書」「転学児童教科用図書給与証明書」を速やかに提出してください。

### (2) 市外の転出

- ④ 栄区の窓口で転出の手続をすると、「転出証明書」が交付されます。
- ⑤ 移転先となる役所の窓口で「転出証明書」と、本校から交付した「在学証明書」を提示して転入の手続をすると、「入学通知書」が交付されます。
- ⑥ 転入校へ「入学通知書」と、本校から交付した「在学証明書」「転学児童教科用図書給与証明書」を速やかに提出してください。



## 2 3 器物損壊

横浜市では、子どもたちが学校の窓ガラスやドアなどの公共物を故意（わざと）に、または、故意に近い状況で破損した場合に、その子どもの健全な育成を図る指導の一環として、修繕費用の弁済負担を保護者をお願いすることになっています。

子どもたちに自己責任の自覚を促し、社会規範意識を育成するために、教育指導の一環として積極的に適用します。

### <運用について>

- ・学校は、子どもが心のつまずきを乗り越えて、自己責任を自覚し、健やかな社会性を身に付けられるよう、ご家庭と協力して指導を行います。
- ・学校は、指導の状況と弁済について保護者に相談しますので、お子様の成長に役立つよう十分な話し合いをお願いします。
- ・弁済額は校内委員会を開催し、教育的な配慮をふまえて決定します。

#### 基本的な目安

- 故意によるもの・・・修繕費の100%
- 故意に近いもの・・・修繕費の50%

横浜市立本郷台小学校

令和3年3月 第10刷